

事 務 連 絡
令和6年4月22日

関係市町村教育委員会学校安全主管課長
関係県立学校長
関係教育事務所（支所）長 } 様

県教育局県立学校部保健体育課長

土砂災害に対する防災訓練の実施について（通知）

標記の件について、災害対策課長並びに河川砂防課長から別添（写）のとおり依頼がありました。

市町村地域防災計画に定められている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、防災訓練の実施及びその結果を市町村長へ報告することが義務付けられております。

つきましては、要配慮者利用施設の管理者等に対し、改めて周知いただくとともに、防災訓練の実施について市町村と連携を図るようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下関係学校等に周知くださるようお願いいたします。

担 当：健康教育・学校安全担当 阿久津広真
電 話：048-830-6964
Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp



災対第 31-2号
河砂第 20-2号
令和6年4月16日

保健体育課長 様

災害対策課長
河川砂防課長

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

令和6年3月28日付け消防災第67号及び国水砂第367号において消防庁国民保護・防災部防災課長及び国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長より別紙のとおり依頼がありましたので送付いたします。

市町村地域防災計画に定められている土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、令和3年5月の「土砂災害防止法」の改正により、防災訓練の実施及びその結果を市町村長へ報告することが義務付けられています。

つきましては、貴部局にて所管されている要配慮者利用施設の管理者等に対し、改めて周知いただくとともに、令和6年6月2日（日）の土砂災害に対する防災訓練の全国統一日において、市町村と連携した防災訓練の実施について積極的な働きかけをお願いいたします。

（避難行動もしくは地域防災計画に関すること）

担当：災害対策課 災害対策担当

中村、吉田、田口、小林

TEL 048-830-8181

FAX 048-830-8159

E-mail a8170-01@pref.saitama.lg.jp

（土砂災害に対する防災訓練に関すること）

担当：河川砂防課 荒川上流域・砂防担当

田中、三宅、柿崎、山岸

TEL 048-830-5141

FAX 048-830-4865

E-mail a5120-03@pref.saitama.lg.jp

消 防 災 第 6 7 号
国 水 砂 第 3 6 7 号
令 和 6 年 3 月 2 8 日

都道府県防災主管部（局）長 殿
都道府県砂防主管部（局）長 殿

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部 防 災 課 長
（ 公 印 省 略 ）
国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 砂 防 計 画 課 長
（ 公 印 省 略 ）

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度においても、台風第13号等で土砂災害が発生するなど、全国各地で土砂災害が発生し、死傷者を伴う被害も発生しました。

一方で、近年土砂災害が発生した地域において、早めの避難により難を逃れた事例や、避難確保計画を策定し早期避難を習慣にしていた要配慮者利用施設において人的被害を免れた事例など、地域のつながりや平時からの訓練が効果的に働いた事例の報告を頂いております。（参考別添）

各地方公共団体においては、令和6年度についても、6月の土砂災害防止月間を中心に、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携し、防災訓練を実施するようお願いいたします。また、この旨、管内市町村に対して周知するとともに、下記について御助言いただくようお願いいたします。

記

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針（令和3年8月31日国土交通省告示第1194号）四1において、市町村は関係行政機関と連携し実践的な避難訓練を実施すること、土砂災害警戒区域の住民等が主体となって実施するように促すとともに支援することなどを求めており、令和6年度の避難訓練は、土砂災害警戒区域が存する市町村において、土砂災害警戒区域内の住民等を対象に少なくとも年1回確実に実施すること。
2. 令和3年5月の土砂災害防止法改正により、土砂災害防止法第8条の2第5項において要配慮者利用施設管理者等は防災訓練を行い、その結果を市町村長に報告することが義務づけられたことを踏まえ、要配慮者利用施設の避難確保のため、同管理者等に対して、市町村とも積極的に連携を図って訓練を実施するよう働きかけること。

3. 市町村の防災訓練の実施に要する経費について、普通交付税措置が講じられていること。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課

課長補佐 福原、防災調整係長 遠矢

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

国土交通省水管理・国土保全局

砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室

企画専門官 竹島、地震対策係長 鈴木

電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610

令和6年「土砂災害・全国防災訓練」 ～避難の呼びかけ、安全の確認～ 実施要領

1. 目的

「土砂災害・全国防災訓練」は、全国の土砂災害警戒区域等における住民参加による実践的な訓練を行うことで、土砂災害に対する避難体制の強化と防災意識の向上を図ることとする。

2. 実施日時

令和6年6月2日（日）を中心に取り組む。

ただし、過去の災害を教訓とした日や他の防災訓練と同日に訓練を実施する場合等は、別の日程で訓練を実施しても構わないが、災害発生の恐れが高まる出水期前の実施に努めるものとする。

また、実施時間については、訓練内容に合わせて設定するものとする。

3. 主催

都道府県、市区町村、消防庁、国土交通省

4. 参加機関等

- (1) 地域住民、要配慮者利用施設、自主防災組織、砂防ボランティア 等
- (2) 警察、消防、自衛隊 等
- (3) 市区町村
- (4) 都道府県
- (5) 国土交通省（地方整備局等、砂防関係事務所、気象台 等）

5. 実施方針

土砂災害から住民の命を守るためには、土砂災害警戒区域等の多くの住民や関係機関等が連携して、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する等訓練の目的や目標を設定のうえ、実効性のある避難訓練を実施することが重要である。

そのためには、住民が実際に避難する上で役立つ実践的な内容とするとともに、住民等の負担にも配慮した訓練内容とする必要がある。加えて、訓練実施箇所数を増やすためには、行政側の訓練実施における負担にも配慮する必要がある。

以上を踏まえ、住民主体でより多くの住民等が参加する実践的な訓練となるよう検討のうえ取り組むものとする。

他方、モデル的に選んだ箇所においては、行政機関が主体となって関係行政機関が多く参加し住民と一体となって情報伝達、避難誘導、指定緊急避難場所・指定避難所開設等のより実践的な訓練についても、取り組むものとする。

全ての土砂災害警戒区域等において、より多くの住民等が参加する避難訓練の実施によ

って、土砂災害に対する避難体制、防災意識の底上げを図るとともに、行政機関主体で実践的な訓練を行うことで、地域全体の警戒避難体制の充実・強化を図ることとする。また、地域が独自で訓練を行うことが出来るように、地域への支援を行うものとする。

なお、平成 29 年及び令和 3 年の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域等にあり、市区町村地域防災計画に位置づけた要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成、避難訓練の実施・市区町村への報告が義務付けられ、報告を受けた市区町村長による避難確保計画や訓練内容に係る助言・勧告制度が創設されている。以上を踏まえ、要配慮者利用施設と連携した積極的な訓練実施もこの機会に実施することが望ましい。

6. 実施方法

訓練の実施にあたっては、有識者、砂防ボランティア等の土砂災害専門家等の知見を活用し、多数の住民の参加による地域の実情にあわせた避難訓練の実施に取り組むことが重要である。

I. 住民主体のより多くの住民等が参加する訓練の実施

(1) 訓練対象等

全国の土砂災害警戒区域等における住民等を対象とする。

- ・全ての土砂災害警戒区域等を対象に検討を行い、より多くの住民等に対して、訓練参加を促すものとする。
- ・特に要配慮者や要配慮者利用施設に対しては、積極的に訓練参加を促すものとする。
- ・土砂災害警戒区域が未指定となっている地域においても、全ての土砂災害危険箇所を対象に検討を行い、出来るだけ多くの住民等の参加を促すものとする。
- ・土砂災害警戒区域内の住民が何人参加したか把握する。

(2) 想定災害

訓練で想定する土砂災害は、風水害、地震、火山噴火等に伴う土砂災害を対象とする。

(3) 実施内容

1) 主な訓練実施機会を例示

地域コミュニティ活動（地区の集会、自主防災組織など）の機会を通じたハザードマップ等を活用した避難訓練 等

2) 主な取り組み内容

- ①地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練
- ②土砂災害ハザードマップの内容の確認（土砂災害警戒区域等の位置、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路等）
- ③現地における確認（土砂災害警戒区域等の位置、避難場所、避難経路等）
- ④土砂災害に関する情報や避難情報の入手方法の確認
- ⑤状況の変化に応じた避難判断訓練 等

(4) 実施計画

上記(3)の実施内容を踏まえつつ、より多くの住民等が参加する訓練の大まかな流れを示した実施計画の作成を行う。

II. 行政機関主体の実践的な訓練の実施

(1) 訓練対象等

訓練の実施にあたっては、以下を参考に、可能な限り多くの市区町村及び地区で訓練を実施するものとし、訓練の内容については、実践的な訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努めるものとする。

① 土砂災害警戒区域等を有する市区町村

② 過去に土砂災害が発生した市区町村 等

特に、近年訓練を実施していない市区町村においては、土砂災害に関する訓練を行うよう取り組むものとする。

(2) 想定災害

訓練で想定する土砂災害は、風水害、地震、火山噴火等に伴う土砂災害を対象とする。

(3) 訓練における留意点

以下の事項を留意点として実施計画を作成し、訓練に取り組んで下さい。

① 土砂災害警戒区域等の位置、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路の周知等

- ・土砂災害警戒区域等の位置、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、情報伝達方法は土砂災害に関するハザードマップにより住民へ周知されているか。
- ・避難経路についても土砂災害に対する安全性を確認し、適切な避難路等が選定されているか。
- ・要配慮者や要配慮者利用施設の利用者、特に、災害対策基本法における避難行動要支援者への避難支援がなされているか。

② 土砂災害警戒情報など、土砂災害に関する情報の理解

- ・土砂災害警戒情報などの土砂災害に関する情報や避難情報が、住民に理解し、適切に伝達されているか。
- ・都道府県、市区町村の防災担当職員においても、理解した上で対応を行っているか。

③ 確実な情報伝達

- ・土砂災害に関する情報屋避難情報の確実な伝達のため、防災行政無線（戸別

受信機を含む。)、緊急速報メールなど様々な手段を用いて伝達されているか。また、伝達手段に習熟した上で、誤作動や遅延無く情報が伝えられているか。なお、情報伝達にあたっては、行政機関同士だけでなく、住民までの情報伝達を行うこと。

(4) 重点実施事項

- ①土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の発令判断、伝達訓練
- ②地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練
- ③要配慮者、要配慮者利用施設の利用者、避難行動要支援者が参加した避難訓練、消防や自主防災組織等による避難支援
- ④ハザードマップ等を活用した避難訓練
- ⑤夜間を想定した避難訓練
- ⑥防災行政無線、緊急速報メール等の様々な伝達手段を用いた伝達訓練
- ⑦消防、自衛隊等による孤立集落からの住民避難誘導・救出訓練
- ⑧避難指示等の解除の助言に係る国、都道府県、市区町村等との連携訓練
- ⑨小・中・高学生、住民等を対象とした土砂災害から命を守るための防災教育
- ⑩県・市町村職員を対象とした防災教育 等

(5) 実施内容

訓練は、情報伝達訓練、避難訓練及びその他必要な訓練とし、各都道府県により実施計画を作成願います。

① 情報伝達訓練

都道府県（本庁、出先機関）、市区町村（支所、出張所を含む）、国土交通省（本省、地方整備局、北海道開発局、砂防関係事務所）、内閣府沖縄総合事務局、消防関係部局、住民等を対象とした土砂災害警戒避難に係る情報伝達

- ・土砂災害発生に係る情報伝達（住民からの通報も含む）
- ・土砂災害警戒情報等を活用した避難指示等の発令
- ・土砂災害緊急情報の通知
- ・避難指示等の住民への伝達
- ・避難指示等の解除の助言に係る国、都道府県、市区町村等との伝達 等

② 避難訓練

土砂災害警戒情報とその補足情報など土砂災害に関する情報を活用した、避難地域の特定や早期の住民避難

- ・土砂災害警戒区域等における住民を対象とした避難
- ・土砂災害ハザードマップを活用した住民避難
- ・要配慮者利用施設の状態を勘案した避難及び避難支援
- ・要配慮者、または避難行動要支援者の避難

- ・消防や自主防災組織等による要配慮者、または避難行動要支援者の避難支援
- ・指定緊急避難場所・指定避難所開設、運営
- ・夜間を想定した避難訓練
- ・前兆現象の情報伝達及び前兆現象をきっかけとした住民の自主避難
- ・自宅内、施設内避難（指定緊急避難場所へ移動が困難な場合の緊急安全確保）

③ その他訓練

- ・砂防ボランティア等の協力による地震後の土砂災害のおそれのある箇所の緊急点検
- ・消防、自衛隊等による孤立集落からの住民避難誘導・救出訓練
- ・地域住民と共同で行う土砂災害ハザードマップ作成、図上訓練
- ・直轄砂防関係事務所、各都道府県地方出先機関等と連携した訓練（土砂災害防止法における緊急調査の訓練など）

(6) 実施計画

令和6年の土砂災害・全国防災訓練の実施計画は、地域の実情に応じた実践的な訓練となるよう目的や目標を設定した上で、(4)重点実施事項を念頭に、都道府県が市区町村等と連携のうえ作成する。

訓練に参加する住民に対しては、事前の説明会等により訓練の趣旨や内容を十分説明のうえ実施するようことが望ましい。

また、実施計画の作成にあたっては、下記資料を参考としながら①～⑦の事項を確認されたい。

- ・「土砂災害防止対策基本指針」（国土交通省 砂防部 令和3年8月変更）
- ・「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省 砂防部 平成27年4月改訂）
- ・「土砂災害警戒避難の好事例集」（国土交通省 砂防部 令和3年9月更新他）
- ・「避難情報に関するガイドライン」（内閣府 令和3年5月改定） 等

① 情報の収集

- ・土砂災害に関する情報を関係機関から収集する。
- ・前兆現象や近隣の災害発生情報等を住民から収集する。
- ・市区町村は、あらかじめ収集方法を確認しておき、豪雨時に迅速に情報収集できる体制を整備する。その際には、住民からの前兆現象等の通報や近隣の市区町村等の災害発生情報を効率的に収集できる体制とする。

② 情報の伝達

- ・雨量情報、土砂災害警戒情報等について、市区町村を通じて、住民及び要配慮者利用施設に提供する。
- ・土砂災害警戒区域等の位置、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路等を周知するため、土砂災害ハザードマップを住民及び要配慮者利用施設に提供する。

- ・土砂災害に関する情報のより確実な伝達のため、防災行政無線、緊急速報メール等の様々な伝達手段を活用するなど多重化を図る。

③ 避難指示等の発令

- ・市区町村は、あらかじめ土砂災害警戒情報等を避難指示等の発令基準として設定することを基本とし、避難指示等の発令基準を住民に周知する。
- ・市区町村に対し、国、都道府県、土砂災害に関する専門家等から助言を行う。
- ・住民を安全かつ効率的に避難場所へ避難させる観点から、土砂災害警戒区域を包含しつつ、町内会、自治会、自主防災組織等、同一の避難行動をとるべき単位を地域の実情に合わせ設定する。
- ・現地状況については、市区町村や都道府県が、消防団や自主防災組織等の協力のもと、巡視・点検を行い、土砂災害警戒区域等において土砂災害の前兆現象等がないことを確認するとともに、住民が避難場所から帰宅するための経路についても安全性を確認する。

④ 避難場所の開設・運営

- ・避難場所及び避難経路の安全性を確認する。
- ・市区町村は、避難場所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。
- ・避難場所の速やかな解放に向けた体制、役割等を確認する。

⑤ 要配慮者、要配慮者利用施設、及び避難行動要支援者への支援

平成 29 年及び令和 3 年の土砂災害防止法の改正により、市区町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設において、避難確保計画作成及び報告、避難訓練の実施及び報告が義務付けとなったことから、要配慮者利用施設と連携した訓練を実施する。

- ・要配慮者利用施設への情報伝達体制を確認する。
- ・要配慮者利用施設での地域ぐるみの避難支援。
- ・避難行動要支援者名簿を確認する。
- ・消防団や自主防災組織等による要配慮者または避難行動要支援者の避難支援を行う。

※避難確保計画については、「避難確保計画の作成・活用の手引き」を参照されたい。

国土交通省砂防部 警戒避難体制の構築に関するHP

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/keikaihinan.html>

※避難訓練の実施とあわせて、市区町村においては地域防災計画への要配慮者利用施設の記載状況を確認するとともに、避難確保計画未作成の施設にあたっては作成を促していただきたい。

※高齢者福祉施設の避難確保においては、「令和 2 年 7 月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」「令和 3 年度高齢者施設等の避

難確保に関する検討会（フォローアップ会議）」も参考にされたい。

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan_follow-up/index.html

⑥ 防災意識の向上

- ・訓練実施後に有識者、砂防ボランティアといった土砂災害専門家等による講習会等により地域住民や消防団等関係機関及び市町村の防災担当職員に防災教育を行う。

⑦ その他

- ・避難指示等の解除に関する助言についても、地方整備局等、砂防関係事務所、各都道府県と連携し訓練を行う。
- ・訓練実施後に市区町村と地域防災計画への記載内容も含め、反省会を行う。
- ・訓練に参加した住民等の訓練実施後の意見等も踏まえ、地域の実情に即した訓練となるよう努める。